

(写)

龍ヶ崎市手話言語条例をここに公布する。

令和7年3月21日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

### 龍ヶ崎市条例第3号

#### 龍ヶ崎市手話言語条例

言語は、人々がお互いの感情を理解し合い、知識を蓄え、文化を創造するために不可欠です。そして手話は、音声言語の日本語とは異なり、手指や体の動き、表情を用いて視覚的に表現される独自の言語です。

ろう者や手話と日本語を併用する聴覚に障がいのある方たちは、日常的なコミュニケーションを円滑に行い、互いの理解を深めるために、また、知識の蓄積や文化の創造の手段として、長い間手話を大切に育んできました。

龍ヶ崎市は、手話が、ろう者が自立し、豊かな生活を送るために欠かせない重要なコミュニケーション手段であることを認識しています。さらに、「障害者の権利に関する条約」において、言語とは音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいうこと、また、「障害者基本法」において、手話を含む言語が障がい者の意思疎通のための手段であることが明記されています。

一方で、手話がこれまで十分に言語として認識されず、その使用環境が整っていなかったために、ろう者は、多くの困難や不安を抱えながら生活してきました。

私たちは、手話の普及とその使用環境の整備を推進し、誰もが平等に情報を得る権利を保障するとともに、地域に暮らす人々が互いに支え合い、尊重し合いながら共に生きる地域社会の実現を目指し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、手話に対する理解の促進及び手話の普及並びに手話を使用しやすい環境の整備に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにすることにより、地域に暮らす人々が、共にいきいきと安心して暮らすことができる共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 次に掲げる者をいう。

ア 市内に居住する個人

イ 市内に通勤し、又は通学する個人

(2) 事業者 次に掲げるものをいう。

ア 市内に事業所を有し、事業活動を行う個人又は法人その他の団体

イ 市内で公益活動を行う個人又は法人その他の団体

(3) ろう者 手話を第一言語とし、手話を用いて日常生活及び社会生活を営む聴覚に障がいのある者をいう。

(4) 手話通訳者等 手話通訳者その他手話に関わる者（ろう者を除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 手話に対する理解の促進及び手話の普及並びに手話を使用しやすい環境の整備は、手話が一つの言語であるという認識に基づき行われなければならない。

2 ろう者には手話を通じて意思表示をし、及びコミュニケーションを行う権利があり、その権利は尊重されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話に対する理解の促進及び手話の普及に努めるとともに、ろう者が自立して社会生活に参加できるよう、手話を使用しやすい環境を整備し、必要な施策を講ずるものとする。

（市民等の役割）

第5条 市民、ろう者及び手話通訳者等は、基本理念に対する理解を深めるとともに、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深めるとともに、ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい環境の整備に努めるものとする。

（施策の策定及び推進）

第7条 市は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定により策定する障がい者のための施策に関する基本的な計画において、次の事項を定め、これを推進するものとする。

(1) 手話及びろう者に対する理解の促進並びに手話の普及に関する事項

(2) 手話による情報の取得及びコミュニケーションの支援に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（学校等における普及の促進）

第8条 市は、学校等において、幼児、児童、生徒等が手話を体験し、学習する機会を提供するよう努めるものとする。

（緊急時及び災害時の対応）

第9条 市は、緊急時及び災害時において、ろう者の安全確保のため、手話による情報の取得及びコミュニケーションの支援に必要な措置を講ずるものとする。

（県等との連携及び協力）

第10条 市は、手話に対する理解の促進及び手話の普及のため、ろう者が手話を使用しやすい環境の整備について、県及び他の地方公共団体等と

連携及び協力をして推進するよう努めるものとする。

(財政措置)

第11条 市は、第4条に規定する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。